

議案第1号

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第18条に基づく都道府県がん情報の利用について、決議を求める。

1 利用者

岩手県

2 内容

都道府県がん情報の利用に当たっては、利用の目的及び必要性、利用者や情報の範囲等について妥当性があり、個人情報を含むがん登録情報の適正な管理措置が必要である。

当該利用は、関係法令等に照らし妥当であり、適切な管理措置等を有していること。

(参考 1)

がん登録等の推進に関する法律（抜粋）

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。）
 - 二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
 - 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者
- 2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。